

議事要旨

日 時 2023年7月18日(火) 13:30~15:00
開催形式 町田市文化交流センター 5階 けやき東(対面とリモート併用開催)
出 欠 ●:欠席者

■委員

《会長》 川内 美彦 東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
佐藤 克志 日本女子大学家政学部住居学科 教授
吉浦 和幸 町田市法人立保育園協会 会長
● 小林 稔明 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課長
井上 廣美 NPO法人 町田ハンディキャブ友の会 事務局長
佐藤 吉弥 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部長
高本 明生 NPO法人 町田すまいの会
飯長 喜一郎 NPO法人 町田市精神障害者さるびあ会
日山 幸宏 町田市身体障害者福祉協会
風間 幸子 町田市身体障害者福祉協会
佐々木 幸男 町田市老人クラブ連合会 副会長
濱口 裕子 町田市聴覚障害者協会 理事
本間 美穂 町田市障がい児・者「親の会」連絡会
川田 勝也 東京都福祉局生活福祉部企画課
福祉のまちづくり担当 課長代理

■幹事

水越 祐介 地域福祉部長
原田 功一 財務部営繕担当部長兼営繕課長
深沢 光 地域福祉部福祉総務課長
金子 和彦 地域福祉部障がい福祉課長
早出 満明 いきいき生活部高齢者支援課長
江藤 利克 いきいき生活部介護保険課長
大坪 直之 子ども生活部子ども総務課長
深澤 香織 道路部道路政策課長 ※代理者出席
● 岩岡 哲男 都市づくり部都市政策課長
原田 厚郎 都市づくり部土地利用調整課長 ※代理者出席
北川 淳一 都市づくり部交通事業推進課長
新 聡 都市づくり部公園緑地課長

■オブザーバー

樋口 草紀子 政策経営部広報担当部長兼広報課長

1. 協議会次第

- 1 委員委嘱
（１）委嘱状の交付

- 2 開会
（１）委員自己紹介
（２）会長及び職務代理選出
（３）諮問
（４）副市長挨拶

- 3 審議事項
（１）町田市バリアフリー基本構想の改定について
（２）「心のバリアフリーハンドブック」及び「情報バリアフリーハンドブック」の改定について

- 4 【講演】「心のバリアフリー」と「合理的配慮」
演者：東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員 川内 美彦 氏

- 5 報告事項
（１）町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂について
（２）まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）
2022年度自己評価結果について

- 6 その他
（１）地域福祉部長挨拶

《配布資料》

- ・ 次第
- ・ 資料1 町田市福祉のまちづくり総合推進条例
- ・ 資料2 町田市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿・同幹事名簿
- ・ 資料3 諮問書（写） ※当日配布
- ・ 資料4 「心のバリアフリーハンドブック」及び「情報バリアフリーハンドブック」の改定について
- ・ 資料5 「心のバリアフリー」と「合理的配慮」 レジюме
- ・ 資料6 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂について
- ・ 資料7 まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）2022年度取組結果

《参考資料》

- ・参考1 まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）2022年度自己評価結果
- ・私にもできる支えあうまちづくり 心のバリアフリーハンドブック [改訂版]
- ・伝えあうことから始めよう！ 情報バリアフリーハンドブック 改訂版
- ・印刷物等のユニバーサルデザインルールブック
- ・まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）※新任委員のみ

《事前配布》

- ・事前質問票

2. 議事

事務局	<p>1 委員委嘱 (1) 委嘱状の交付</p>
事務局	<p>2 開会 協議会を開催します。</p>
事務局	<p>(1) 委員自己紹介</p>
事務局	<p>(2) 会長及び職務代理選出 会長及び職務代理の選出に移らせていただきます。 まず、会長の選出ですが、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」第49条第4項では、協議会に会長を置き、委員の互選により定めることとなっております。また、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則」第17条第2項で、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することとなっております。 では、会長の選出について、どなたかご意見ございませんでしょうか。</p>
A委員	<p>会長につきましては、これまでも会長を務めていただいていた川内委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>よろしいでしょうか。よろしければ、拍手をお願いいたします。</p> <p>(拍手)</p>
事務局	<p>リモートでご参加の方もよろしいでしょうか。 ありがとうございます。それでは川内委員、会長をよろしくお願いします。引き続き、職務代理の選出に移りたいと思います。会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。 職務代理については、今までも担っていただいていた日本女子大学の佐藤先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(拍手)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>リモートでご参加の方もよろしいでしょうか。</p>

	(同意)
事務局	ありがとうございます。よろしくお願いします。 それでは、会長から一言御挨拶をお願いいたします。
会長	この町田市福祉のまちづくり推進協議会に関わって結構長くなりますが、多くの方がご存じの通り、日本中で広がっている福祉のまちづくり運動は町田市がスタートとなっており、非常に歴史があり、積み重ねが行われてきているまちです。今でも、他の自治体では行われていない、様々な市の事業に対する外部評価などを協議会の中で行っています。これから2年間、引き続きよろしくお願いしますをお願いいたします。
事務局	次に職務代理、御挨拶をお願いします。
職務代理	改めまして、皆さんこんにちは。この町田市福祉のまちづくり推進協議会には2010年くらいから関わらせていただいているかと思います。当時と比べますと、東京オリンピック・パラリンピックが大きな契機になったと思いますが、いわゆる「障害の社会モデル」に基づいたまちづくりが強く求められるようになったと感じています。今日は会長のレクチャーがあるとのことですので、私も今一度しっかり理解した上で今期の活動に関わらせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。それでは、赤塚副市長より会長に町田市福祉のまちづくり推進協議会への諮問を行わせていただきます。赤塚副市長、会長、よろしくお願いします。
	(副市長から会長へ諮問)
副市長	(3) 諮問 それでは、諮問書を読ませていただきます。 町田市福祉のまちづくり総合推進条例第49条第2項の規定に基づき、下記の事項についてご審議いただきたく、諮問します。 諮問事項1つ目、「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定に関すること。2つ目、「心のバリアフリーハンドブック」及び「情報バリアフリーハンドブック」の改定についてでございます。 諮問の理由でございます。 1つ目の諮問事項について、2013年度に「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。基本構想策定後10年が経過しており、2016年には相原駅西口の駅前広場及び都市計画道路が整備され、相原駅東口においても、町田街道の立体交差化事業に併せて駅前広場及びアクセス路が整備中である

	<p>など、地区の状況が策定当時から変化してきております。また、2020年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、基本構想においてもハード面の取組だけでなく、教育啓発特定事業の実施によるソフト面の取組により心のバリアフリーの推進が求められております。これらの状況を受け、「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の内容について検討し、必要な改定を行います。</p> <p>2つ目の諮問事項について、市では心のバリアフリー及び情報のバリアフリーを市民へ普及啓発するため、ハンドブックを作成・配布しており、両バリアフリーの普及に一定の効果があったと認識しております。一方で、社会環境は「障害の社会モデル」の理解の促進や、デジタルツールの急速な普及など、大きく変化しております。このような状況に適合させるため、また、今後更なる普及啓発を進めるため、ハンドブックの内容のあり方について検討し、必要な改定を行います。</p> <p>これらのことを踏まえ、専門的知見及び多様な市民の立場から、ご審議いただきたく諮問いたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。続きまして、副市長より御挨拶を申し上げます。</p> <p>(4) 副市長挨拶</p>
事務局	<p>定足数確認</p>
	<p>3 審議事項</p> <p>(1) 「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定について</p>
会長	<p>さっそく次第に沿って進めます。次第の3審議事項(1)「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (交通事業推進課)	<p>相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定の概要についてご説明いたします。なお、資料は御用意がありません。</p> <p>まず、基本構想の根拠は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」通称、バリアフリー法となります。</p> <p>この法律では、旅客施設を中心とした地区などで、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のために、バリアフリーの事業計画であるバリアフリー基本構想を定めることができるとされています。</p> <p>町田市では、主に鉄道駅のある地区を中心に、2013年度までに市内10地区でバリアフリー基本構想を定めました。策定から年数がたっているため、順次まちづくりの状況などをみながら基本構想の改定を進めてきております。</p> <p>今年度は相原駅周辺地区のバリアフリー基本構想を改定します。</p>

<p>会長</p>	<p>相原駅周辺地区の基本構想は2013年度に策定されてから10年あまりが経過し、相原駅の東西でまちづくり構想に基づくまちづくりの動向を反映と、バリアフリー法の改正による心のバリアフリーをはじめとするソフト対策の強化が求められていることなどから改定を行うものです。</p> <p>今の説明に対し、御意見、御質問はありますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>特にないようですね。基本構想についても議論は駅や公共施設、道路などの設置管理者に参加いただく必要があることから、これまで「バリアフリー部会」で検討を行ってまいりましたので、引き続き部会での検討を進めたいと思います。このことについて、御意見、御質問はありますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。特になければ、このバリアフリー基本構想についてはバリアフリー部会で議論をすることについて、承認ということによろしいでしょうか。</p> <p>(異論なし)</p>
<p>会長</p>	<p>では基本構想についてバリアフリー部会で議論しますが、バリアフリー部会を構成する必要があります。町田市福祉のまちづくり総合推進条例第49条第6項に「部会は、会長が指名する委員及び市長が委嘱する者をもって組織する」と規定がありますので、会長がこの協議会の委員の中から部会に参加していただく方を指名させていただく流れになります。</p> <p>まず、学識経験者として私、川内と職務代理の佐藤委員。それから障がいのある方・高齢者の方の団体の代表として、日山委員、風間委員、濱口委員、本間委員、飯長委員、佐々木委員。それから福祉のまちづくりを所管する行政機関の代表として川田委員に部会に出席していただきたいと思います。今名前を挙げさせていただいた皆さま、お受けいただけますでしょうか。</p> <p>(異論なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それではお受けいただいたということで、よろしく願います。部会での基本構想改訂のスケジュールについて事務局からご説明いただけますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>相原駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定にあたり、7月、10月、2月</p>

<p>(交通事業推進課)</p>	<p>に1回ずつ部会の開催を予定しております。8月にはまち歩きを実施し、バリアフリーに関する現地点検も実施いたします。12月には改定案について市民意見募集も実施予定です。</p> <p>このような経過を経て、2月の部会での議論が終わった段階で協議会に基本構想改定についての部会での審議結果の報告を行う予定です。</p> <p>部会からの報告を受け、協議会で市長答申の内容についてご審議いただいた後、3月頃に市長答申を行い、策定というような形ですすめてまいりたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。非常に大きな流れの説明でしたが、今の事務局の説明に対し、御意見、御質問はありますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。では、審議事項(1)については全て承認いただいたということになりますので、次に審議事項(2)に入ります。</p> <p>(2)「心のバリアフリーハンドブック」及び「情報バリアフリーハンドブック」全面改定の方向性について</p>
<p>会長</p>	<p>審議事項(2)ですが、「心のバリアフリーハンドブック」及び「情報バリアフリーハンドブック」改定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料4の説明</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。今の事務局の説明に対し、御意見、御質問はありますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。特になければ、今のご説明のように進めていくと承認していただいたということでもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>では、審議事項(2)については承認されました。次の次第4の講演についての説明は、一度事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回のハンドブックの改定にあたりまして、昨今のバリアフリーに関する考え方等を委員の皆さまと共有するため、「心のバリアフリーと合理的配慮」</p>

	<p>について、東洋大学人間科学総合研究所客員研究員会長にご講義をお願いいたしました。会長は「ユニバーサルデザイン」の日本の第一人者であり、「心のバリアフリー」に関する著書をお持ちでいらっしゃいます。</p> <p>会長、本日はありがとうございます。委員の皆さまは資料5のレジュメをご覧ください。それでは、どうぞよろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>4 川内先生講演及び質疑応答</p> <p>資料5に基づき、講演</p> <p><質疑応答></p>
<p>A委員</p>	<p>「心のバリアフリー」は「思いやり」や「やさしさ」を連想させることが問題とのことだと思いますが、そもそもなぜ日本では「心のバリアフリー」という言葉を使い始めたのでしょうか。4つのバリアに「心のバリア」がありますが、私の理解では「差別」「偏見」「諦め」などが「心のバリア」に当たると思います。どうして「心のバリアフリー」から「思いやり」や「やさしさ」の方向性に結び付いたのでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>A委員が挙げた4つのバリアですが、（1995年の）障害者白書に「障害のある人の社会参加を妨げる4つのバリアがある」とあります。その中に「物理的バリア」「制度のバリア」「文化・情報のバリア」「意識のバリア」があります。この「意識のバリア」には「無知」「無理解」「偏見」などが含まれています。それから時代が流れ、「意識のバリア」はいつの間にか「心のバリア」になり、「心のバリアフリー」になっていきました。いつ頃から、なぜ変わってきたかは見つけられていません。ただ、日本人は「心」や「思いやり」が大好きで、「意識」という論理的な言葉よりは「心」といった“ほんわか”とした感情的な言葉が好まれる国民性の中で、いつからか「心のバリアフリー」になってきたと思います。今では、「意識のバリア」と言う人はいなくなったが、本来は「意識のバリアフリー」と呼ぶべきものが廃れ、「心のバリアフリー」が進んでいったのではないのでしょうか。</p> <p>一方、「権利」や「尊厳」は日本では歴史的に根付いていなかったため、「心のバリア」ともなかなか繋がらず、「思いやり」や「やさしさ」に繋がったと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>町田市は、福祉のまちづくりの日本で最初に取り組んだ市でした。当時、大下市長がいらして、全国にない取り組みを進めたため、町田市は日本で最もアクセシブルなまちになりました。現在はそれが老朽化し、別の問題になっていますが、拙著「尊厳なきバリアフリー『心・やさしさ・思いやり』に異議あり！」の中では、当時の町田市がどのような取り組みをしていたか、大下市長がどのような考え方でこれらを進めていたかについて1章を宛てて、町田市の職員にも資料提供などを協力いただき書いています。</p>

	<p>5 報告事項</p> <p>(1) 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂について</p> <p>会長 では、次に5の報告事項(1)、「町田市福祉のまちづくり推進条例施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改定」について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 資料6説明</p> <p>会長 今の事務局の説明に対し、御意見、御質問はありますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>会長 資料6の「(2) 規則改正(改正予定の案を含む)の主な内容」で、「踏切道の設置例」の追加」というものがあります。奈良県で視覚障がいのある弱視の方が踏切に入り、カンカンカンと鳴り遮断棒が下りた時に、自分は遮断棒の外にいますと思えば、その後にはさがったら、その場所がちょうど電車の軌道で、はねられてしまった事故があり、国交省では大問題になっています。各地で踏切道の中を視覚障がい者にまっすぐに誘導するにはどうすれば良いのか、「ここは危険なエリア」であることをどう知らせれば良いかについて、検討が始まっています。例えば、エスコートゾーンを踏切道の中に設置するなどをしていることもあります。エスコートゾーンは横断歩道に敷くもので、エスコートゾーンを敷くことによって横断歩道と踏切道との区別がつかなくなる問題が起きるのではないかと、国交省も方針を決めかねています。実験が必要ですが、その実験の目途がまだ立っていない状況です。そのため、踏切道の設置例についてはかなり慎重に行われなければなりません。各地で示されている設置例は、「良いことだからやりましょう」と言う方向にはまだ定まってないことを留意して、マニュアルに入れていかなければなりません。難しい問題だと思っております。他に何かご質問ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>(2) まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)2022年度自己評価結果について</p> <p>会長 次に、「まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)2022年度自己評価結果について事務局より説明をお願いします。</p>
--	---

事務局	資料7の説明
会長	<p>ありがとうございました。今の事務局の説明について、御意見、御質問はありますでしょうか。</p> <p>私の方から確認させていただきたいです。資料6に「町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂について」とありますが、先ほど副市長の諮問書では「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定に関することと「心のバリアフリーハンドブック」及び「情報バリアフリーハンドブック」の改定については諮問を受けていますが、条例の施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂については諮問ではなく市の報告事項ですか。この推進協議会で意見を伝えることができるのであれば、推進協議会が条例の施行規則の改正及び整備基準等マニュアルの改訂についてどういう役割が可能なのかを説明していただきたいです。</p>
事務局	<p>諮問は行っていないので答申をお願いしませんが、御意見や検討をすべき事項がある場合は、お伺いさせていただければと思います。しかしながら、今回の規則改正と整備基準等マニュアル改訂については、2023年10月施行予定というスケジュールのため、この場で御意見がないのであれば報告事項とさせていただきます。</p>
A委員	<p>この規則改正については、都の改正に基づいてのことだと思うのですが、都の改正以外に町田市として上乗せする所があるのかをまず説明いただくと、それに関して推進協議会から何か意見を言うことになると思います。その辺はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>現段階では都の規則改正に対応するのみになっておりまして、上乗せ部分については今の段階では予定しておりません。</p>
会長	<p>確認ですが、都の規則があり、それに町田市が上乗せして規則を作られているが、今回は都の改正を取り込むだけの、事務的作業という理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
会長	<p>ということは、町田市が今まで都より上乗せしていた部分はそのまま上乗せになっていて、基盤である都の改正に従って町田市もその部分を改正するだけということですね。マニュアルの方も同じですね、分かりました。町田市としては都の改正に対応する作業ということですね。皆さん了解していただけますか。</p>

<p>会長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>次に、29個の推進事業の資料を説明していただき、この委員会に初めて参加いただいた方々もいろんなことをやっていることは分かっていたと思います。資料7の5ページ、「(23)心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業」に「心のバリアフリーの認知度調査」のアンケートを行うと記載されています。先ほど私の講義にもあったように、心のバリアフリーをどのように理解しているかが重要です。「心のバリアフリーという言葉を知っている」「心のバリアフリーの意味を知っている」とアンケートでよく聞くのですけれども、「意味を知っている」と答えてもそれがどういう意味なのかは分かりません。可能であるなら、市民が心のバリアフリーを「知っているか」「知らないか」だけでなく、心のバリアフリーを市民がどう捉えているかも分かる調査をしていただきたいと思います。申し上げます。</p> <p>他に御意見ありますでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>取組結果「(1)バリアフリー基本構想の進行管理事業」「(4)市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」で、「当事者参加の仕組みについて関係部署と検討を行いました」「検討及び実施」と書かれていますが、それがこれからバリアフリー部会で検討しようとしている取組に何か関係するようなところが出て来るのか、教えていただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の御質問は2023年度以降の取り組みの中で、というお話ですか。</p>
<p>A委員</p>	<p>2022年度に検討を行ったと書いてあるので、その検討の結果、新たに2023年度において実践してみよう、などといったことになるのか、どの程度の検討なのかに関わってくると思います。市の方針があれば教えていただきたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>「(4)市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」についてお答えさせていただきます。(4)で行っている仕組みづくりについてはまだ検討段階で、どのようにしていくかから始めなければならないので、まだ御提示できるものはありません。今年度は難しいかもしれませんが、でき次第、バリアフリー部会で行うまち歩きなどでこの先反映していけるかと思えます。</p>
<p>A委員</p>	<p>(1)(4)の検討結果を直接今年度の事業に反映する方針はまだ考え切れていなかったということだと思いますので、検討の中で必要に応じて当事者参加を実践して行ければと思います。ありがとうございました。</p>

<p>会長</p>	<p>今のA委員の御質問は宿題として進めていきたいと思ひます。他に御意見御質問ありますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>以上で本日の議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。</p> <p>6 その他</p>
<p>事務局</p>	<p>本日はありがとうございました。それではここで、会議の閉会に当たりまして、地域福祉部長より御挨拶申し上げます。</p> <p>(1) 地域福祉部長挨拶</p>
<p>事務局</p>	<p>次回の協議会の予定でございますが、開催は11月頃を予定しております。また追ってお知らせいたします。これをもちまして第12期第1回町田市福祉のまちづくり推進協議会を終了致します。本日はありがとうございました。</p> <p>閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>